

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

令和4年5月18日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの

1件

国民年金関係

1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2100617号
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第2200001号

第1 結論

昭和62年4月から平成3年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和62年4月から平成3年3月まで

私の母は、昭和62年4月頃、当時大学生であった私の国民年金の加入手続を行ってくれたと思う。また、国民年金保険料については、両親が用意してくれた1年分の保険料を、私が年1回金融機関の窓口で納付書に現金を添えて納付していた記憶があるので、請求期間を保険料納付済期間に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求者の母親が昭和62年4月頃に当時大学生であった請求者の国民年金の加入手続を行い、両親が用意した国民年金保険料1年分を、請求者が毎年納付していたと主張している。

しかしながら、請求者の母親は、請求者に係る国民年金の加入手続を行ったか、また、国民年金保険料を請求者に毎年渡していたかについては、覚えていないと陳述している。

また、請求期間の国民年金保険料を納付するには、国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるところ、社会保険オンラインシステム及び紙台帳画像検索システムによる氏名検索を行ったが、請求者に係る国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はなく、国民年金被保険者記録が確認できないことから、請求期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、請求者が請求期間において住民登録していたA市は、請求者を含め国民年金に関する資料はないと陳述している。

そのほか、請求者が請求期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、ほかに請求期間に係る国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者

が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。